

14.4.18

基安発 0415 第 3 号

平成 26 年 4 月 15 日

関係事業者団体等の長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長

(公印省略)

設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全に係る教育について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、産業現場で使用される機械による労働災害は、全労働災害の約 1/4 を占めており、機械にはまれ・巻き込まれる等による重篤な災害は後を絶たない状況にあります。

これら機械災害を一層減少させるため、機械の設計・製造段階、使用段階におけるリスクアセスメント及びリスク低減等を図ることを目的とした「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成 19 年 7 月 31 日付基発第 0731001 号) が示されるとともに、平成 24 年 4 月 1 日より労働安全衛生規則第 24 条の 13 が新設され、同条に基づき「機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針」(平成 24 年厚生労働省告示第 132 号) が策定されました。同指針の第 3 条第 1 項においては、機械の危険性等の通知を作成する場合は、機械に関する危険性等の調査の手法等について十分な知識を有する者に作成させることとされるなど、機械安全に係る人材育成のための教育を促進する必要があります。

平成 3 年 1 月 21 日付け基発第 39 号「安全衛生教育の推進について」の 2 の「教育の対象者」に「設計技術者」及び「生産技術管理者」が示されていますが、これらの者は機械に関する危険性等の調査等の実施に重要な役割を担うことから、これらの者に対する機械安全に係る教育の実施要領を別添のとおり定めました。

つきましては、貴会におかれましても、傘下の関係事業場等に対し、本実施要領の周知、普及について、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全教育実施要領

1 目的

産業現場で使用される機械による労働災害は、全労働災害の約1/4を占めており、機械にはされ・巻き込まれる等による重篤な災害は後を絶たない状況にある。これら、機械災害を一層減少させるため、「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日付基発第0731001号）において機械の設計・製造段階、使用段階におけるリスクアセスメント及びリスク低減等を実施し、機械の安全化を図ることが示されているとともに、労働安全衛生規則第24条の13に基づく「機械譲渡者等が行う機械の危険性等の通知の促進に関する指針」（平成24年厚生労働省告示第132号）において機械の危険性等の通知を作成する場合は、機械に関する危険性等の調査の手法等について十分な知識を有する者に作成させるべきことが示されている。

平成3年1月21日付基発第39号「安全衛生教育の推進について」の2の「教育の対象者」に「設計技術者」及び「生産技術管理者」が示されているが、これらの者は危険性等の調査等の実施に重要な役割を担うものである。このため、本実施要項において、これらの者に対する安全衛生教育の教育カリキュラム等を示すことにより、機械の安全化を図るために必要な知識を付与し、機械の安全化を促進することにより機械による労働災害の一層の防止を図ることを目的とする。

2 対象者

（1）設計技術者

機械の製造者（メーカー）等に所属する機械の設計技術者。なお、製造者（メーカー）等には、機械のエンジニアリング会社（複数の機械を一つのシステムとして取りまとめる者を含む）、機械の譲渡者（流通業者を含む）、機械の使用者（ユーザー）であって、機械の設計・改造を行う事業者が含まれること。

（2）生産技術管理者

機械を使用する事業者（ユーザー）に所属する生産技術管理者

3 実施者

（1）機械の製造者（メーカー）、使用者（ユーザー）等の事業者

（2）事業者に代わって当該教育を行う安全衛生団体、事業者団体等

4 実施方法

（1）教育カリキュラムは別紙の「設計技術者に対する機械安全教育カリキュラム」又は「生産技術管理者に対する機械安全教育カリキュラム」によること。

また、安全衛生団体、事業者団体等が実施する教育については、教育カリキュラムのうち一部の科目を実施するものであっても差し支えないこと。

なお、別紙の教育カリキュラムの科目のうち、既に一部又は全部の科目の内容について、十分な研修等が行われ、十分な知識を有する者に対しては、当該科目の教育を省略して差し支えないこと。

- (2) 安全衛生団体、事業者団体等が行う教育にあっては、1回の教育対象人数は概ね100人以内とすること。
- (3) 講師については、別紙の教育カリキュラムの科目について十分な知識・経験を有する者を充てること。
- (4) 教育の実施に当たっては、教育効果を高めるため適宜、演習や機材を用いた説明を行うことが望ましいこと。

5 記録の保管等

- (1) 事業者は、当該教育を実施した結果について、その旨を記録し、保管すること。
- (2) 安全衛生団体、事業者団体等が当該教育を実施した場合（別紙の教育カリキュラムの一部の科目を実施した場合を含む。）は、教育修了者に対して、その修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別紙

設計技術者に対する機械安全教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
1 技術者倫理	(1) 労働災害、機械災害の現状と災害事例 (2) 技術者倫理、法令遵守（コンプライアンス）	1. 0
2 関係法令	(1) 法令の体系と労働安全衛生法の概要 (2) 機械の構造規格、規則の概要 (3) 機械の包括安全指針の概要 (4) 危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）等に関する指針の概要 (5) 機械に関する危険性等の通知の概要	3. 0
3 機械の安全原則	(1) 機械安全規格の種類と概要（日本工業規格（JIS 規格）、国際規格（ISO 規格、IEC 規格）） (2) 機械安全一般原則の内容（JIS B9700 (ISO 12100)） （電気・制御技術者のみ） (3) 電気安全規格（JIS B9960-1(IEC60204-1)）	6. 0 (5. 0)
	(1) 機械の設計・製造段階のリスクアセスメント手順 (2) 本質的安全設計方策 (3) 安全防護及び付加保護方策 (4) 使用上の情報の作成 （電気・制御技術者のみ） (5) 制御システムの安全関連部（JIS B9705-1(ISO13849-1)）	18. 0 (5. 0)
5 機械に関する危険性等の通知	(1) 残留リスクマップ、残留リスク一覧の作成	2. 0

合計 30時間（ただし、機械安全設計に係る電気・制御技術者にあっては、40時間）

(備考)

- 1 機械の製造者（メーカー）等の品質保証の管理者についても、上記カリキュラムの内容について、教育を受けることが望ましいこと。
- 2 機械の製造者（メーカー）等の経営層についても、上記カリキュラムの「1 技術者倫理」及び「2 関係法令」の内容について、教育を受けることが望ましいこと。

生産技術管理者に対する機械安全教育カリキュラム

科 目	範 围	時 間
1 技術者倫理	(1) 労働災害、機械災害の現状と災害事例 (2) 技術者倫理、法令遵守（コンプライアンス）	1. 0
2 関係法令	(1) 法令の体系と労働安全衛生法の概要 (2) 機械の構造規格、規則の概要 (3) 機械の包括安全指針の概要 (4) 危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント） 等に関する指針の概要 (5) 機械に関する危険性等の通知の概要	3. 0
3 機械の安全 原則	(1) 本質安全・隔離・停止の原則 (2) 機械安全規格の種類と概要（日本工業規格（JIS 規格）、国際規格（ISO 規格、IEC 規格））	2. 0
4 機械の使用段 階のリスクアセ スマントとリス ク低減	(1) 機械のリスクアセスメントの手順 (2) 本質的安全設計方策のうち可能なもの (3) 安全防護及び付加保護方策 (4) 作業手順、労働者教育、個人用保護具	9. 0

合計 15時間

(備考)

- 1 機械の使用者（ユーザー）の安全担当者についても、上記カリキュラムの教育を受けることが望ましいこと。
- 2 機械の使用者（ユーザー）の経営層や購買担当者についても、上記カリキュラムの「1 技術者倫理」及び「2 関係法令」の内容について、教育を受けることが望ましいこと。

写

基安安発 0415 第1号
平成 26 年 4 月 15 日

各都道府県労働局
労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全に係る教育に関し
留意すべき事項について

標記については、平成 26 年 4 月 15 日付基安発 0415 第 4 号「設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全に係る教育について」（以下「通達」という。）により、通達されたところであるが、通達の別添の 4 の（1）のお書きの運用にあたっては、下記を参考とされたい。

記

- 1 国立大学法人長岡技術科学大学等による「システム安全エンジニア」の資格を有する者（平成 26 年 3 月現在で実施されている教育カリキュラムに基づく試験で合格した者に限る。）は、「設計技術者」及び「生産技術管理者」の全ての教育カリキュラムについて、十分な知識を有する者とみなして差し支えないこと。
- 2 一般社団法人日本電気制御機器工業会等が実施している「セーフティリードアセッサ」又は「セーフティアセッサ」資格を有する者（平成 26 年 3 月現在で実施されている教育カリキュラムと同等の教育を受けた者に限る。）は、「設計技術者」及び「生産技術管理者」の教育カリキュラムのうち、当該資格の試験・講習範囲となっている科目について、十分な知識を有する者とみなして差し支えないこと。
- 3 一般社団法人日本電気制御機器工業会等が実施している「セーフティサブアセッサ」資格を有する者（平成 26 年 3 月現在で実施されている教育カリキュラムと同等の教育を受けた者に限る。）は、「生産技術管理者」の教育カリキュラムのうち、当該資格の試験・講習範囲となっている科目について、十分な知識を有する者とみなして差し支えないこと。
- 4 一般社団法人日本電気制御機器工業会等が実施している「セーフティベーシックアセッサ」資格を有する者（平成 26 年 3 月現在で実施されている教育カリキュラムと同等の教育を受けた者に限る。）は、「設計技術者」又は「生産技術管理者」の教育カリ

キュラムと同等とはみなせないが、当該資格は、機械の使用者（ユーザー）の職長、作業主任者、各種安全担当者に対する機械安全教育には有効であること。

5 労働安全コンサルタント（試験の区分が「機械」又は「電気」）の資格を有する者は、「設計技術者」の教育カリキュラムの科目のうち「1 技術者倫理」及び「2 関係法令」について、十分な知識を有する者とみなして差し支えないこと。

また、「生産技術管理者」の全ての教育カリキュラムについて、十分な知識を有する者とみなして差し支えないこと。

6 労働安全コンサルタント（試験の区分が「化学」、「土木」又は「建築」）の資格を有する者は、「設計技術者」及び「生産技術管理者」の教育カリキュラムの科目のうち「1 技術者倫理」及び「2 関係法令」について、十分な知識を有する者とみなして差し支えないこと。